

郡山市環境物品等の調達方針

 郡山市は「SDGs未来都市」として持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みを推進しています。	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	12 つくる責任 つかう責任 
	ターゲット 7.2	ターゲット 12.7
7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。		

令和 7 年（2025 年） 3 月

1 目的

本方針は、郡山市環境物品等の調達推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を図るため、環境に配慮した物品等の調達（以下「グリーン購入」という。）及び契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進することを目的とする。

2 適用範囲

市が直接行うすべての事務事業を対象とし、外部へ管理を委託しているものは含まないものとする。

3 基本的な考え方

物品等の調達及び契約にあたっては、次に掲げる事項に留意し、判断基準のみならず、配慮事項、その他複合的、客観的な観点から判断し、製品の選択を行う。なお、事前に調達の必要性を十分に検討し、調達する物品の量は必要最小限とすること。

- (1) グリーン購入対象物品等の調達の目標は、グリーン購入対象物品等のすべてについて、原則としてグリーン購入法適合商品等を調達するものとする。ただし、グリーン購入法適合商品等がない場合及びグリーン購入法適合商品等の調達が困難な場合はこの限りではない。この場合においては、「グリーン購入を実施できない理由書（様式1）」（以下「理由書」という。）に当該年度分の理由等をまとめ、事務局へ提出すること。
- (2) 環境への負荷の状況については、材料となる資源の採取から、製造、流通、使用、廃棄、リサイクルなど物品のライフサイクル全般を考慮すること。
- (3) 調達方針で定めた物品等以外の物品等の調達についても、その必要性和適正量を十分検討した上で、環境負荷が相対的に小さい物品等の調達に努めること。
- (4) コストと環境負荷低減のバランスを考慮して、できる限り広範囲な分野で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施に努めること。

4 調達に係る対象品目及び判断基準等

グリーン購入の対象品目、判断基準等及び調達目標は、分野ごとに表で定め、必要に応じて内容の見直しを行う。

5 環境配慮契約の種類

環境配慮契約の種類、評価基準等を別に定め、必要に応じて見直しを行う。

6 実績の把握及び公表等

物品等の調達及び契約実績は、郡山市地球温暖化対策推進本部の事務局が取りまとめを行い、市のウェブサイト等で公表する。

7 情報の活用と提供

環境物品等の選択にあたっては、商品カタログの「グリーン購入法適合」表示ほか、環境ラベルやインターネット（グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」等）などを活用するとともに、市民や事業者に対しても、グリーン購入に関する適切な情報の提供と普及に努める。

(様式1)

年 月 日

所属名：_____

理 由 書 (年 度)

当該年度内における調達において、環境物品等を調達できない理由は次のとおりです。

分類	品目名	調達できない理由 ※数量・金額も記載すること

調達に係る対象品目及び判断基準等

下線部分は、令和7年度より新たに追加もしくは変更となったもの。

○分野及び対象品目一覧 【18 分野 146 品目】

分類	ページ	品目
1.紙類	6	コピー用紙、印刷用紙、トイレットペーパー
2.文具類	7	シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタンプ台、朱肉、印章セット、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー（10号針用ハンディタイプ）、ステープラー（上記以外）、ステープラー針リムーバー、連射式クリップ（本体）、修正テープ、修正液、クラフトテープ、布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OAクリーナー、ダストブロワー、レターケース、マウスパッド、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、OHPフィルム、絵筆、絵の具、墨汁、液状のり、スティックのり、テープのり、ファイル、バインダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース、事務用封筒、ノート、タックラベル、インデックス、付せん紙、テープ印字機等用カセット、テープ印字機等用テープ、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、プラスチック製ごみ袋、ごみ箱、リサイクルボックス、名札（机上用）、名札（衣服取付型、首下げ型）、チョーク、グラウンド用白線
3.オフィス家具等	12	いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、パーティション、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド
4.OA 機器等	13	パソコン、コピー機、複合機、プリンタ、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ、シュレッダー、掛時計、電子式卓上計算機
5.移動電話	15	<u>携帯電話</u> 、PHS、 <u>スマートフォン</u>
6.家電製品	16	冷蔵庫、テレビ、電子レンジ、家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー
7.温水器等	18	ヒートポンプ式電気給湯器、 <u>ガス温水機器</u> 、 <u>石油温水機器</u> 、ガス調理機器
8.照明	19	LED 照明器具、電球形 LED ランプ

9.自動車	20	自動車
10.消火器	23	消火器
11.制服等	24	制服・作業服等、帽子、靴
12.インテリア・寝装	25	カーテン、毛布、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット
13.作業手袋	26	作業手袋
14.その他繊維製品	27	ブルーシート、旗・のぼり・幕（横断幕・懸垂幕）、テント、モップ
15.設備	28	太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、エネルギー管理システム、生ごみ処理機、節水器具、給水栓、日射調整フィルム、低放射フィルム、テレワーク用ライセンス、ウェブ会議システム
16.災害備蓄用品	29	災害備蓄用飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品、栄養調整食品、フリーズドライ食品、 <u>備蓄用作業服</u> 、一次電池、非常用携帯燃料、携帯発電機
17.公共工事	31	資材、建設機械、工法、目的物
18.役務	32	印刷

※目標値が「一」については、目標値を定めないものの、できる限り判断基準に従って購入してください。

○環境配慮契約

1. 電気の供給

38

国際的な動向 SDGs（持続可能な開発目標）SDGs は 2015 年に国連で採択され、2030 年までに人間活動によって引き起こされる諸問題を認識し、協働して解決に取り組むこととした国際合意です。17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（達成基準）があります。

グリーン購入は、ゴール 12「つくる責任つかう責任」やゴール 7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」などに深く関与しており、商品や資源を生産、消費する方法を変えることで、環境負荷を低減しつつ、経済成長する持続可能な世界を目指しています。



1. 紙類

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して調達してください。古紙パルプ配合の用紙を調達できない場合は、森林認証紙等の環境に配慮した用紙を優先して調達してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
1	コピー用紙	■①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 （マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準を満たすもの）   ②エコマーク製品  ③森林認証紙  	100%
2	印刷用紙		100%
3	トイレットペーパー		100%

2. 文具類

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。対象となる製品例については、（一社）全日本文具協会の「グリーン購入法＜文具類＞の手引」を参考にしてください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
4	シャープペンシル	■①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 （マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準を満たすもの） ②エコマーク製品 ③森林認証マーク等の表示がある製品	100%
5	シャープペンシル替芯		100%
6	ボールペン		100%
7	マーキングペン		100%
8	鉛筆		100%
9	スタンプ台		100%
10	朱肉		100%
11	印章セット		100%
12	ゴム印		100%
13	回転ゴム印		100%
14	定規		100%
15	トレー		100%
16	消しゴム （ケースに適用）		100%



森林認証マーク



グリーンマーク



間伐材マーク



バイオマスマーク



PETボトルリサイクル推奨マーク

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
17	ステープラー (10号針用ハンディタイプ)	■①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準を満たすもの) ②エコマーク製品 ③森林認証マーク等の表示がある製品	100%
18	ステープラー (上記以外)		100%
19	ステープラー 針リムーバー		100%
20	連射式クリップ (本体)		100%
21	修正テープ		100%
22	修正液		100%
23	クラフトテープ		100%
24	布粘着テープ (プラスチック製クロステープを含む。)		100%
25	両面粘着紙テープ		100%
26	製本テープ (テープ基材に適用)		100%
27	ブックスタンド		100%
28	ペンスタンド		100%
29	クリップケース		100%
30	はさみ		100%
31	マグネット(玉)		100%
32	マグネット(バー)		100%
33	テープカッター		100%



森林認証マーク



グリーンマーク



間伐材マーク



バイオマスマーク



PETボトルリサイクル推奨マーク

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
34	パンチ(手動)	■①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準を満たすもの)   ②エコマーク製品  ③森林認証マーク等の表示がある製品   森林認証マーク   グリーンマーク 間伐材マーク   バイオマスマーク PETボトルリサイクル推奨マーク	100%
35	モルトケース (紙めくり用スポンジ ケースも同様)		50%
36	紙めくりクリーム		100%
37	鉛筆削 (手動)		100%
38	OAクリーナー		100%
39	ダストブロワー		100%
40	レターケース		100%
41	マウスパッド		100%
42	丸刃式紙裁断機 (ディスクカッター)		100%
43	カッターナイフ		100%
44	カッティングマット		100%
45	デスクマット		100%
46	OHPフィルム		100%
47	絵筆		100%
48	絵の具 (容器に適用)		100%
49	墨汁 (容器に適用)		80%
50	液状のり (容器に適用)		100%

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
51	スティックのり (容器に適用)	■①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準を満たすもの)   ②エコマーク製品  ③森林認証マーク等の表示がある製品   森林認証マーク   グリーンマーク 間伐材マーク   バイオマスマーク PETボトルリサイクル推奨マーク	100%
52	テープのり (容器に適用)		100%
53	ファイル		100%
54	バインダー		100%
55	ファイリング用品		100%
56	アルバム (台紙を含む。)		100%
57	つづりひも		100%
58	カードケース		100%
59	事務用封筒		100%
60	ノート		100%
61	タックラベル		100%
62	インデックス		100%
63	付せん紙		100%
64	テープ印字機等用カセット		100%
65	テープ印字機等用テープ		100%
66	黒板拭き		100%
67	ホワイトボード用レーザー		100%

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
68	額縁	■①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準を満たすもの)   ②エコマーク製品  ③森林認証マーク等の表示がある製品   森林認証マーク  グリーンマーク  間伐材マーク  バイオマスマーク  PETボトルリサイクル推奨マーク	100%
69	プラスチック製ごみ袋		100%
70	ごみ箱		100%
71	リサイクルボックス		100%
72	名札(机上用)		100%
73	名札(衣服取付型・首下げ型)		80%
74	チョーク	 グリーンマーク  間伐材マーク  バイオマスマーク  PETボトルリサイクル推奨マーク	80%
75	グラウンド用白線		100%

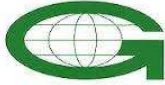
3. オフィス家具等

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は JOIFA グリーンマーク（（一社）日本オフィス家具協会）の表示がある製品を優先して購入してください。対象となる製品例については、JOIFA の「グリーン購入法の手引 [オフィス家具等]」を参考にしてください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
76	いす	■①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 （マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準を満たすもの）   ②エコマーク製品  ③JOIFA グリーンマーク商品 	100%
77	机		100%
78	棚		100%
79	収納用什器（棚以外）		100%
80	パーティション		100%
81	掲示板		100%
82	黒板		100%
83	ホワイトボード		100%
84	個室ブース		100%
85	ディスプレイスタンド		100%

4. OA機器等

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
86	パソコン (リース・レンタルを含む)	■必須要件 ①～④のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準を満たすもの)   ②エコマーク製品  ③国際エネルギースタープログラム適合機種  ※パソコン、コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ(番号:86～88)のみ対象 ④省エネラベル(緑色)の表示がある製品  ※パソコンのみ対象 ■優先事項(コピー機、複合機のみ) カーボンフットプリント(※2)された製品を優先的に購入する。	100%
87	コピー機 複合機 プリンタ (リース・レンタルを含む)		100%
88	ファクシミリ スキャナ (リース・レンタルを含む)		100%
89	プロジェクタ		100%
90	トナーカートリッジ		100%
91	インクカートリッジ		100%
92	シュレッダー		100%
93	掛時計(※1)		80%
94	電子式卓上計算機		100%

- ※1 本項の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とする。
- ※2 カーボンフットプリントとは、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算し、商品やサービスにわかりやすく表示する仕組みです。

5. 移動電話

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
95	携帯電話 PHS スマートフォン (リースを含む)	■必須要件 ①～②のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準を満たすもの)   ②エコマーク製品  ※携帯電話及びスマートフォンが対象	100%

6. 家電製品

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は省エネラベルの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
96	冷蔵庫 (冷凍庫を含む)	■必須要件 ①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準を満たすもの)   ②エコマーク製品  ③省エネラベル(緑色)の表示がある製品  ※電子レンジのみ対象	100%
97	テレビ		100%
98	電子レンジ		100%
99	家庭用エアコンディショナー		100%
100	業務用エアコンディショナー	■優先事項 ・冷蔵庫(冷凍庫) 冷蔵庫は、トップランナー基準(※)の105%レベル、冷凍庫は、110%レベルを達成したものを優先的に購入する。 ・業務用エアコンディショナー トップランナー基準を達成したものを優先的に購入す	100%

		る。ビル用マルチエアコンディショナーについては、トップランナー基準を達成したもの又は、トップランナー基準の 88%レベルを達成し、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数（GWP）が 750 以下であるものを優先的に購入する。	
--	--	---	--

※トップランナー基準とは、設定時点において最も省エネ性能に優れる製品をさらに上回るように決められた基準のことで、経済産業大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会によって設定されます。

7. 温水器等

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又は省エネラベルの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
101	ヒートポンプ式 電気給湯器	■①～②のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準を満たすもの) G 法 適合 グリーン 購入法 適合商品 ②省エネラベル(緑色)の表示がある製品  ■優先事項(ガス温水機器及び石油温水機器が対象) 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準のうち、基準値1を満たすものを優先的に購入する。	—
102	ガス温水機器 (ハイブリッド給湯器を含む)		—
103	石油温水機器		—
104	ガス調理機器		—

8. 照明

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
105	LED 照明器具	■必須要件 ①～②のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 （マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準を満たすもの）   ②エコマーク製品 	100%
106	電球形 LED ランプ	■優先事項（LED 照明器具のみ） 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準のうち、基準値1を満たすものを優先的に購入する。	100%

9. 自動車

【1】調達のポイント

乗用車については電動車等、乗用車以外の車種については、次世代自動車又は別表「車種別の判断の基準」に示す燃費基準及び排出ガス基準を満たすもの（基準の対象は、ガソリン車、ディーゼル車（クリーンディーゼル自動車を除く）又はLP ガス車のみ）を優先して調達してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
107	自動車	■必須条件 - 乗用車においては、電動車等（※1）であること。 ハイブリッド自動車の場合は、別表「車種別の判断の基準」に示す燃費基準及び排出ガス基準を満たすもの（次項参照） - 乗用車以外の車種においては、次世代自動車（※2）であること又は別表「車種別の判断の基準」に示す燃費基準及び排出ガス基準を満たすもの（次項参照） - 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準を満たすもの ■優先事項（乗用車以外の車種） 電動車等を優先的に購入する。	100%

※1 電動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

※2 次世代自動車とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

別表「車種別の判断の基準」

対象は、ガソリン車、ディーゼル車(クリーンディーゼル自動車を除く)、LP ガス車のみです。

車種別に対応する燃費基準達成車及び低排出ガス車は、グリーン購入の判断の基準を満たしています。

		乗用車・小型バス (車両総重量 3.5t 以下)		小型貨物車 (車両総重量 3.5t 以下)	重量車 (車両総重量 3.5 t 越)
		乗用車 (定員 10 人以下)	小型バス (定員 11 人以上)		
ガソリン車	燃費	 令和 2 (2020) 年度達成 かつ  令和 12(2030) 年度 80% 達成	 平成 27(2015) 年度達成	令和 4 (2022) 年度 90% 達成	対象外
	排ガス	 平成 30 年 75% 低減 又は  平成 30 年 50% 低減 又は  平成 17 年度 75% 低減	 平成 30 年 50% 低減 又は  平成 17 年度 75% 低減	 平成 30 年 50% 低減 又は  平成 17 年度 50% 低減	対象外

		乗用車・小型バス (車両総重量 3.5t 以下)		小型貨物車 (車両総重量 3.5t 以下)	重量車 (車両総重量 3.5 t 越)
		乗用車 (定員 10 人以下)	小型バス (定員 11 人以上)		
ディーゼル車	燃費	 令和 2 (2020) 年度達成 かつ  令和 12(2030)年度 70%達成	 平成 27 年度達成	令和 4 (2022) 年度 90%達成	令和 7 (2025) 年度 95%達成
	燃費	 令和 2 (2020) 年度達成 かつ  令和 12(2030)年度 70%達成	対象外	令和 4 (2022) 年度 90%達成 ※2.5 t 超 3.5 t 以下は対象外	対象外
LPガス車	排ガス	 平成 30 年 75%低減 又は  平成 30 年 50%低減 又は  平成 17 年度 75%低減	対象外	 平成 17 年度 50%低減 ※2.5 t 超 3.5 t 以下は対象外	対象外

10. 消火器

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
108	消火器	■①～②のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 （マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準を満たすもの）   ②エコマーク製品 	100%

※本項の判断基準等の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。ただし、エアゾール式簡易消火具は含まない。

11. 制服等

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク、エコ・ユニフォームマーク又は PET ボトルリサイクル推奨マークの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
109	制服・作業服等	■①～④のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 （マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準を満たすもの）	50%
110	帽子	②エコマーク製品   	—
111	靴	③エコ・ユニフォームマーク貼付品  ④PET ボトルリサイクル推奨マークの表示がある製品 	—

12. インテリア・寝装

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は PET ボトルリサイクル推奨マークの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
112	カーテン (布製ブラインドを含む)	■必須要件 ①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準を満たすもの)  ②エコマーク製品  ③PET ボトルリサイクル推奨マークの表示がある製品  ■優先事項 (タイルカーペットのみ) カーボンフットプリント(※)された製品を優先的に購入する。	100%
113	毛布		—
114	タフテッドカーペット		—
115	タイルカーペット		—
116	織じゅうたん		—
117	ニードルパンチカーペット		—

※カーボンフットプリントとは、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算し、商品やサービスにわかりやすく表示する仕組みです。

13. 作業手袋

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
118	作業手袋	■①～②のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 （マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準を満たすもの）   ②エコマーク製品 	—

14. その他繊維製品

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は PET ボトルリサイクル推奨マークの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
119	ブルーシート	■①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準を満たすもの) ②エコマーク製品 ③PET ボトルリサイクル推奨マーク	100%
120	旗・のぼり・幕 (横断幕・懸垂幕)		—
121	テント		50%
122	モップ		—

15. 設備

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
123	太陽光発電システム (公共・産業用)	■必須要件 ①～④のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準を満たすもの)   ②エコマーク製品  ③JIS マーク製品  ※太陽熱利用システムのみ対象 ④グリーン購入法基準適合ラベル貼付品 (日本ウインドウ・フィルム工業会)  ※日射調整フィルムのみ対象 ■優先事項(太陽熱利用システムのみ) 国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月)に定められている判断の基準のうち、基準値1を満たすものを優先的に購入する。	—
124	太陽熱利用システム (公共・産業用)		—
125	燃料電池		—
126	エネルギー管理システム		—
127	生ごみ処理機		—
128	節水器具		—
129	給水栓		—
130	日射調整フィルム		—
131	低放射フィルム		—
132	テレワーク用ライセンス		—
133	ウェブ会議システム		—

16. 災害備蓄用品

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
134	災害備蓄用飲料水	■①～③のいずれかを満たすもの ①グリーン購入法適合品 （マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準を満たすもの）   ②賞味期限が5年以上 ※ペットボトル飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品が対象 ※レトルト食品において、賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがある場合は対象 ③賞味期限3年以上 ※栄養調整食品、フリーズドライ食品が対象 ■優先事項（災害備蓄用飲料水のみ） 賞味期限が10年以上のものを優先的に購入する。	—
135	アルファ化米		—
136	保存パン		—
137	乾パン		—
138	レトルト食品		—
139	栄養調整食品		—
140	フリーズドライ食品		—

対象品目		判断の基準	調達目標																							
番号	品目名称																									
141	備蓄用作業服	■①～④のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 （マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準を満たすもの） G 法 適合 グリーン 購入法 適合商品	—																							
142	一次電池	②エコマーク製品  ※備蓄用作業服のみ対象 ③JIS マーク製品  ※一次電池のみ対象	—																							
143	非常用携帯燃料	④品目ごとの判断の基準を満たすもの 【非常用携帯燃料】 ○品質保証期限が5年以上 【携帯発電機】 ○排出ガスが下記の基準値以下 ・ガソリンエンジン <table><tr><th rowspan="2">排気量の区分</th><th colspan="2">排出ガス基準値 (g/kWh)</th></tr><tr><th>HC+NOx</th><th>CO</th></tr><tr><td>66cc 未満</td><td>50</td><td rowspan="4">610</td></tr><tr><td>66cc 以上 100cc 未満</td><td>40</td></tr><tr><td>100cc 以上 225cc 未満</td><td>16.1</td></tr><tr><td>225cc 以上</td><td>12.1</td></tr></table> ・ディーゼルエンジン <table><tr><th colspan="3">排出ガス基準値(g/kWh)</th></tr><tr><th>NMHC+NOx</th><th>CO</th><th>PM</th></tr><tr><td>7.5</td><td>8</td><td>0.4</td></tr></table>	排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)		HC+NOx	CO	66cc 未満	50	610	66cc 以上 100cc 未満	40	100cc 以上 225cc 未満	16.1	225cc 以上	12.1	排出ガス基準値(g/kWh)			NMHC+NOx	CO	PM	7.5	8	0.4	—
排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)																									
	HC+NOx	CO																								
66cc 未満	50	610																								
66cc 以上 100cc 未満	40																									
100cc 以上 225cc 未満	16.1																									
225cc 以上	12.1																									
排出ガス基準値(g/kWh)																										
NMHC+NOx	CO	PM																								
7.5	8	0.4																								
144	携帯発電機	○騒音レベルが98デシベル以下 ○連続運転可能時間が3時間以上 （カセットポンベ型は1時間以上）	—																							

17. 公共工事

【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又はうつくしま、エコ・リサイクル製品認定マークの表示がある製品を優先して購入してください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
145	資材、建設機械、工法、目的物の品目共通	■①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 （マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準を満たすもの）   ②エコマーク製品  ③うつくしま、エコ・リサイクル製品認定マーク  うつくしま、エコ・リサイクル製品	—

※うつくしま、エコ・リサイクル製品を市町村が使用する場合は福島県からの補助金があります。

18. 役務

【1】調達のポイント

役務の提供を受ける際には、対象品目ごとの判断の基準を満たすようにしてください。

【2】グリーン購入の判断の基準

対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

対象品目		判断の基準	調達目標
番号	品目名称		
146	印刷	【用紙】 ■①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品の紙 （マークや表示があるもの又は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）に定められている判断の基準を満たすもの）   ②エコマーク製品が表示された紙  ③森林認証紙   【インキ】 ①オフセット印刷 ■以下を満たすもの。 ○バイオマス含有したインキ バイオマス割合（再生可能な生物由来の有機性原材料（植物由来の油を含み、化石資源を除く。）の含有量の割合）及び石油系溶剤割合（インキに含まれる石油（化石燃料系）を原料とした溶剤の含有量の割合）が、インキの種類ごとに下表に定める要件を満たすものをいう。なお、UVインキはVOC成分（WHO（世界保健機関）の化学物質の分類において「高揮発性有機化合物」及び「揮発性有機化合物」	100%

	物」に分類される揮発性有機化合物) が 3%未満かつリサイクル対応型 UV インキであること。 <table border="1"> <tr> <th>インキの種類</th><th>バイオマス割合</th><th>石油系溶剤割合</th></tr> <tr> <td>枚葉インキ</td><td>30%以上</td><td>30%以下</td></tr> <tr> <td>オフ輪インキ</td><td>20%以上</td><td>45%以下</td></tr> <tr> <td>金インキ(枚葉・オフ輪)</td><td>10%以上</td><td>25%以下</td></tr> <tr> <td>新聞インキ(ノンヒートオフ輪)</td><td>30%以上</td><td>30%以下</td></tr> </table> 備考1 インキには OP ニス及びメジウムを含む。 2 油性ビジネスフォームインキは枚葉インキの基準を適用する。 ○ノン VOC インキ 揮発性有機化合物 (VOC) が含まないインキであること。 ②デジタル印刷(オンデマンド印刷※) ※オンデマンド印刷: 版をつくらずに、データをそのままプリンターに送って印刷する方法 ■「4.0A 機器等」の「トナーカートリッジ」、「インクカートリッジ」の判断基準を満たすこと	インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合	枚葉インキ	30%以上	30%以下	オフ輪インキ	20%以上	45%以下	金インキ(枚葉・オフ輪)	10%以上	25%以下	新聞インキ(ノンヒートオフ輪)	30%以上	30%以下	
インキの種類	バイオマス割合	石油系溶剤割合															
枚葉インキ	30%以上	30%以下															
オフ輪インキ	20%以上	45%以下															
金インキ(枚葉・オフ輪)	10%以上	25%以下															
新聞インキ(ノンヒートオフ輪)	30%以上	30%以下															

※本項の判断基準等の対象とする「印刷」は、報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット、封筒、名刺、カレンダー等の印刷とする。

※森林認証紙やバイオマス含有したインキ等を使用し、印刷物にマークを印字可能な場合は、各ガイドライン等に従って印字してください。

※印刷物へのリサイクル適性は以下のとおりとする。

リサイクル適性ランク	リサイクル適性の表示
A ランクの材料のみ使用	紙へリサイクル可
A または B ランクの材料のみ使用	板紙へリサイクル可
C または D ランクの材料を使用	状況に応じて下記のいずれかを表示 紙・板紙へリサイクル不可 紙へリサイクル可 (〇〇を除く) 板紙へリサイクル可 (●●を除く)

(封筒は表示対象外とする。)

古紙リサイクル適性ランクリスト

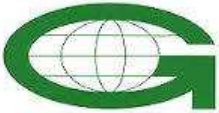
	【A ランク】	【B ランク】	【C ランク】	【D ランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙 ／上質紙／中質紙／ 更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙 (A) ＊／ファン シーペーパー (A) ＊／ 樹脂含浸透紙（水溶 性のもの）	【加工紙】 抄色紙 (B) ＊／ファン シーペーパー (B) ＊ ／ポリエチレン等樹 脂コーティング紙／ ポリエチレン等樹脂 ラミネート紙／グラ シンペーパー／イン ディアペーパー	【加工紙】 抄色紙 (C) ＊／ファン シーペーパー (C) ＊ ／樹脂含浸紙（水溶 性のものを除く）／ 硫酸紙／ターポリン 紙／ロウ紙／セロハ ン／合成紙／カーボ ン紙／ノーカーボン 紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙 ／感熱性発砲紙／芳 香紙
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平板イ ンキ（オフセットイ ンキ）／溶剤型グラ ビアインキ／溶剤型 フレキソインキ／ス クリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ ／水性フレキソイン キ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型 UV インキ☆／オフセッ ト用金・銀インキ／ パールインキ／OCR インキ（油性）	【特殊インキ】 UV インキ／グラビア 用金・銀インキ／ OCRUV インキ／EB イ ンキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感イ ンキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡 インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OP ニス	—	—	—
	【デジタル印刷イン キ類】 リサイクル対応型ド ライトナー☆	【デジタル印刷イン キ類】 ドライトナー	—	—

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
③加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化EVA系ホットメルト☆／PUR系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り （布クロス、紙クロス）	—
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP貼り）／UVコート、UVラミコート／箔押し	—	—
	【その他の加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他の加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他の加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	—
④その他	—	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

注1 ☆印の資材は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注2 ＊印の資材は、環境省の「グリーン購入法、n e t」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

参考

環境ラベル	内容
	グリーン購入法適合商品 グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）第6条に定められた特定調達品目及びその判断基準に合致した物品等に表示されるマークです。カタログや事業者によって、「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法が異なります。
	グリーン購入ネットワーク（GPN）が運営する「エコ商品ねっと」掲載商品 グリーン購入に必要な情報の収集や提供を通して、企業等の各団体におけるグリーン購入の自主的な取組支援を行っているグリーン購入ネットワークが、日本最大級の環境に配慮した製品のデータベースとして、運営している「エコ商品ねっと」に掲載されている製品に表示されるマークです。
	JIOFA グリーンマーク JIOFA グリーンマークは、グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されるマークです。JIOFA（（一社）日本オフィス家具協会）が、グリーン購入法の普及と識別を目的として制定した統一マークです。
	エコマーク エコマークは、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた様々な商品（製品及びサービス）に表示されるマークです。
	FSC ロゴマーク FSC ロゴマークは、適切に管理された森林に由来する製品に表示されるマークです。国際的な森林管理の第三者機関である FSC（森林管理協議会）が、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなう、経済的にも継続可能であることを評価及び認証する「FSC 認証制度」で、認証した製品に F S C のロゴマークを付けることができます。
	PEFC ロゴマーク PEFC ロゴマークは、FSC ロゴマークと同様に、適切に管理された森林に由来する製品に表示されるマークです。各国の森林認証制度の相互認証を行う制度である「PEFC 森林認証プログラム」によって、認証された製品に PEFC のロゴマークを付けることができます。
	間伐材マーク 間伐材マークは、間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性を PRするとともに、間伐材を用いた製品であることを表示するため、間伐材を用いた製品に表示されるマークです。全国森林組合連合会で認定を受けた製品に、間伐材マークを付けることができます。

環境ラベル	内容
	グリーンマーク グリーンマークは、古紙利用製品の使用拡大を通じて、古紙の回収及び利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品に表示されるマークです。原則、古紙を 40%以上原料に利用した製品に表示されています。例外として、トイレットペーパーとちり紙は古紙を 100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙古紙を 50%以上原料に利用したものに表示されています。
	バイオマスマーク バイオマスマークは、生物由来の資源（バイオマス）を利活用し、品質及び安全性が、関連法規、基準及び規格等に合致する製品に表示されるマークです。バイオマスマークが表示された製品は、石油系プラスチックに比べて環境負荷が小さく、循環型社会の形成に貢献しています。
	PET ボトルリサイクル推奨マーク PET ボトルリサイクル推奨マークは、使用済みのペットボトルを再利用して作られた製品に表示されるマークです。国内でリサイクルされたペットボトル原料を製品重量の 25%以上使用し、製品の主要構成部材として利用しているものに PET ボトルリサイクル推奨マークを付けることができます。
	国際エネルギースターロゴ 国際エネルギースターロゴは、オフィス機器等の製品の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などの省エネ性能が優れた製品に表示されるマークです。オフィス機器の国際的省エネルギー制度である「国際エネルギースタープログラム」において、省エネ性能が優れた上位 25%の製品が適合となるよう基準が設定されています。
	省エネルギーラベル 省エネルギーラベルは、「省エネラベリング制度」により、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）で定められた省エネ基準を達成している製品に緑色で表示されるマークです。達成していない製品には、橙色のマークが表示されています。
	統一省エネルギーラベル 統一省エネルギーラベルは、「統一省エネラベリング制度」により、製品個々の省エネ性能を星の数を表し、併せて、省エネルギーラベルと年間の目安電気料金を表示しているマークです。星の数が多いほど、省エネ性能が高いことを示しています。
	JIS マーク JIS マークは、産業標準化法に基づき、国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証事業者）が、認証を受けた鉱工業品等に対して表示することができるマークです。製品を購入する事業者又は消費者は、JIS マークの表示により、製品の品質や安全性を確認することができます。

環境ラベル	内容
	エコ・ユニフォームマーク エコ・ユニフォームマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェア等の製品に表示されるマークです。日本被服工業組合連合会が制定したマーク制度で、再生 PET 樹脂から得られる繊維を用いたリサイクル製品の普及を推進しています。
	燃費基準達成車ステッカー 燃料基準達成ステッカーは、省エネ法で定める燃費基準値以上の燃費の良い自動車に貼付されるステッカーです。国土交通省及び経済産業省が、自動車の燃費性能に対する消費者の関心と理解を深め、燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車の燃費性能に係る車体表示（ステッカー貼付）を実施しています。
	低排出ガス車認定ステッカー 低排出ガス車認定ステッカーは、国土交通省の「低排出ガス車認定制度」で認定を受けた自動車に貼付されるステッカーです。「低排出ガス車認定制度」は、自動車排出ガスからの有害物質の排出が、最新規制値よりどのくらい削減されているかを示すための制度です。
	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定マーク うつくしま、エコ・リサイクル製品認定マークは、福島県の「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」で認定を受けた製品に表示されるマークです。 「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」とは、廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、主として県内で生じた廃棄物等を利用して製造された優良な製品を県が認定し、利用を推進する制度です。
	植物油インキ (VEGETABLE OIL INK) マーク 植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマークです。 「植物油インキ (VEGETABLE OIL INK)」とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油を原料とした印刷インキです。

環境配慮契約の種類

1. 電気の供給

【1】契約のポイント

電気の供給を受ける契約に当たっては、原則、競争入札により環境配慮電力入札評価基準を満たす電気事業者と契約してください。ただし、街路灯や防犯灯などの定額契約等においては、対象外とします。

【2】環境配慮電力入札評価基準

電気の供給を受ける契約における入札参加資格は、次の各号のいずれにも該当する者としします。

市が行う電気の供給を受ける契約の入札に参加しようとする電気事業者に対して、評価基準に基づき算定した評価点を郡山市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書(第1号様式)に係る書類を添えて、提出させるようにしてください。提出があったときは、報告書の内容に基づき、入札参加資格の有無を確認し、郡山市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目評価結果通知書(第2号様式)により、当該電気事業者に通知してください。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示を経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなします。
- (2) 別表に示す環境配慮電力入札評価基準により算定した評価点の合計が70点以上を満たす電気事業者としします。ただし、公募時点で前年度の数値が公表されていない場合は、別表中の「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとします。

【3】更なる効果的な電力供給を受ける契約の検討

今後、国等が実施する予定の環境配慮契約の入札評価基準の引き上げや「総合評価落札方式」の導入等の採用を検討していきます。

別表 郡山市環境配慮電力入札評価基準

項目	区分	配点
前年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(kg-CO ₂ /kWh) (調整後排出係数)	0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.520未満	50
	0.520以上	0
前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	20
	0%を超え 1.35%未満	10
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00%以上	20
	1.50%以上 3.00%未満	15
	0%を超え 1.50%未満	10
	活用していない	0
環境マネジメントシステムの導入状況	導入している	10
	一部で導入している	5
	導入していない	0
需要家への情報提供	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(備考)

- 1 前年度の 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(kg-CO₂/kWh)(調整後排出係数)とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された前年度の調整後排出係数をいう。
- 2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)(どちらも他小売電気事業者への販売分は含まない)で除した値とし、次の方法により算出する。

前年度の未利用エネルギー活用状況[%]=

$$\frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)[kWh]}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)[kWh]}} \times 100$$

- 3 「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。)をいう。
 - (1) 工場等の廃熱又は排圧
 - (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)で定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)
 - (3) 高炉ガス又は副生ガス
- 4 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- 5 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式に示す方法により算出した数値(単位は全てkWh)をいう。
 - (1) 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)
 - (2) 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。

$$\text{前年度の再生可能エネルギー導入状況[\%]} = \frac{((1) + (2))}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$

- 6 環境マネジメントシステムの導入状況とは、ISO14001、エコアクション 21、エコステージ又は KES の認証を取得していることをいう。
- 7 需要家への情報提供とは、個別の需要者に対する省エネルギー及び節電に関する効果的な情報提供を行っていることをいう。ただし、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は対象に含まない。

【情報提供の例】

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

第1号様式

年 月 日

郡山市長

〒 -
所在地
フリガナ
名称
代表者職・氏名
電話番号

郡山市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書

郡山市が行う電気の供給を受ける契約の入札に参加したいので、郡山市環境物品等の調達方針により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 環境評価項目の数値及び評価点

評価項目	数値等	点数
前年度の1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数(kg-CO ₂ /kWh) (調整後排出係数)		
前年度の未利用エネルギー 活用状況		
前年度の再生可能エネルギー 導入状況		
環境マネジメントシステムの 導入状況	導入 ・ 一部導入 ・ 未導入	
需要家への情報提供	有 ・ 無	
合 計		

※ 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

※ 数値等の根拠となる資料を添付すること。

※ 公募時点で前年度の数値が公表されていない場合は、上記「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

第2号様式

第 号
年 月 日

所在地
名 称

代表者職・氏名

様

郡山市長

郡山市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目評価結果通知書

年 月 日付けで報告のありました郡山市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書を評した結果について、郡山市環境物品等の調達方針により、下記のとおり通知します。

記

1 評価結果

郡山市電気の供給を受ける契約に関する入札参加資格

有 ・ 無